

新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難な方に対する

介護保険料の徴収猶予制度※

※介護保険料の納付を最長で1年間猶予（納付期限を延長）する制度です。

※保険料の納付が免除されるものではありません。

新型コロナウイルス感染症に本人（第1号被保険者）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予制度がありますのでご相談ください。（介護保険法第142条）

（ケース1）本人等が感染症にり患した場合

本人または世帯の主たる生計維持者が感染症にり患し収入が減少した場合

（ケース2）本人等が営む事業に影響があった場合

本人または世帯の主たる生計維持者が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、あるいは事業不振により収入が減少した場合

（ケース3）本人等の勤務先に影響があった場合

本人または世帯の主たる生計維持者の勤務先の休廃業や事業不振により収入が減少した場合

（ケース4）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合